

# 公立大学における 認証評価の現状と課題について

---

兵庫県立大学 浅田尚紀

公立大学 政策・評価研究センター長(公立大学協会)

	認証評価	法人評価
国立大学法人	学校教育法  (大学評価・学位授与機構) 88 (大学基準協会) 2	国立大学法人法 (国立大学法人評価委員会)
公立大学法人 61法人65大学	学校教育法  (大学評価・学位授与機構) 41 (大学基準協会) 49	地方独立行政法人法 (地方独立行政法人評価委員会)
公立大学 18大学		
私立大学	学校教育法  (大学評価・学位授与機構) 7 (大学基準協会) 333 (日本高等教育評価機構) 298	

↶ 受審大学数はH16からH24の合計

- 機構に関する事業仕分け結果への要望

- 機構の認証評価事業を継続
- 国立大学を中心に設計された評価の在り方を改め
- 評価研究部の専任教員、評価委員に公立大学や私立大学の特徴や課題に詳しい運営経験者や研究者を大幅に増やすこと

- 総会においてテーマ討論

認証評価機関を公大協が主導して設立することが必要  
(機構: 荻上教授)

設置形態別の認証評価では客観性・公正性の問題も出てくる  
(基準協会: 工藤部長)

現状の評価は公立大学にとって客観的・公平的と判断することはできず、公立大学としての経験を積む必要がある(矢田会長)

- 認証評価と法人評価に関して調査を実施

- 認証評価に関する調査

- 公立大学に相応しい評価基準や公立大学を理解する評価委員が必要
- 公立大学の評価に関する情報共有システムや共通の研修の取組みが必要
- 自由な討議で評価者・被評価者が双方向で学べる評価となるべき

- 法人評価に関する調査

- 教育研究は年度評価では客観的・外形的な進行把握に限定のはずが、質や内容にまで言及される
- 認証評価と法人評価の一体的実施が必要

- 「公立大学の質保証に関する特別委員会」を設置し、認証評価について評価機関設立も含めて検討(奥野会長)

- 提案の背景には公立大学特有の課題
  - 第一サイクルでは公立大学の実情が理解されないままの評価が散見
  - 機構の評価手数料の大幅値上げ
  - 機構が認証評価から撤退の懸念
  - 法人評価の実施方法が設立団体によって相当異なる

- 特別委員会の活動

- 文部科学省、認証評価機関、高等教育研究者等へのヒアリング
- 認証評価機関の認証に関する基準、機関の要件について情報収集
- 高等教育改革フォーラムを実施し意見収集
  - 第1回「公立大学に相応しい認証評価の在り方について」(7月)
  - 第2回「公立大学に相応しい認証評価の在り方(法人評価との一体的運用を視野に)」(10月)
  - 第3回「大学ポートレートと認証評価」(12月)
  - 第4回「公立大学の地域貢献・地域連携機能の充実とその評価」(2月)

• 大学側と認証評価機関側のすれ違い

公立大学側の認識	認証評価機関側の認識
<p>実地調査での評価委員との議論は有意義だが、評価結果に至る議論の経緯が不明。</p>	<p>どのように評価するかを巡って、本質的で豊かな議論がなされている。</p>
<p>公立大学特有の課題について何度説明しても理解してもらえない。</p>	<p>大学評価は普遍的なものであり、実績ある評価委員が評価している。</p>
<p>点検・評価報告書作成の負荷が高い。</p>	<p>評価基準、評価項目等の簡素化を図っている。</p>
<p>評価結果は点検・評価報告書の要約が大半で、指摘事項はわずかしかない。</p>	<p>点検・評価報告書をつぶさに評価したことを明示するため再度記述している。</p>
<p>評価手数料が大幅に値上げされた。</p>	<p>必要な経費である。</p>

• 認証評価と法人評価の関係が曖昧

公立大学法人の評価を行うに当たっては、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。(地独法79条)

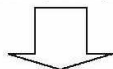
## 評価制度の抜本改革

### (1) 評価を通じた質の保証・向上の促進

※ 平成25年度より逐次具体化を目指す(中教審等で検討)

#### 【現状】

現在の認証評価は、法令適合性など最低基準の確認が中心。



- ・ 機能別分化に対応し、強み・特色を伸ばす多様な評価への転換。
- ・ 高い水準で教育研究を行う大学を適切に評価し発信すること。
- ・ 認証評価を通じて学習成果の把握・検証を促進すること。

#### 【施策】

##### ①機能別評価の導入 ～多様な大学の状況に応じた評価へ～

大学の多様性に対応した評価を行うため、最低限の質保証のための評価を簡素化し、特定の教育研究活動(国際的な教育活動、教養教育、地域貢献等)に重点を置いた評価を実施。

⇒新たな評価の類型として、特定の教育研究活動に重点を置いた評価を位置付け。

##### ②大学の強みを伸ばす客観的評価指標の開発

大学の強みや特徴を明らかにし、大学間や専門分野間で比較可能で、客観的な指標を開発。

⇒各大学における機能強化等の達成目標、大学関係予算の採択・配分、機能別評価の評価指標として活用。

##### ③学習成果を重視した評価 ～インプット中心から、プロセス・アウトカムを重視した評価へ～

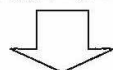
教育目的や教員数など、教育研究環境を中心とした評価から、教育研究活動の状況や教育研究の成果、成果把握とそれによる改善を中心とした評価への発展を促進させる。

⇒認証評価機関が教育研究成果の評価に対応できるよう、実態把握の手法を開発するとともに、共通の評価内容として教育研究成果を位置付け。

### (2) 評価の効率化

#### 【現状】

大学は、複数の評価に対応しており、評価疲れなどの指摘。



- ・ 情報公表や評価制度間の連携を図ることにより、評価業務の効率化を図ること。

#### 【施策】

##### ①「大学ポートレート」の活用 (※ 平成24年度から先行実施、平成26年度から本格実施)

「大学ポートレート」等を用いて、積極的に情報公表に取り組む大学については、認証評価機関の判断により、評価を簡素化できるようにする。⇒認証評価を簡素化するための要件や共通的な仕組みを規定。

##### ②認証評価と国立大学法人評価の一体的実施

国立大学法人の中期目標の達成状況の評価にあたり、認証評価と一体的に実施し、その結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

⇒国立大学法人評価において、認証評価の結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

### (3) 社会との関係の強化

※ 平成25年度より逐次具体化を目指す(中教審等で検討)

#### 【ピアレビューを前提としながら、幅広い関係者の声を反映する仕組み】

- ・ 認証評価において、高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の意見を聞く
- ・ 認証評価機関が、活動状況を積極的に社会へ公表する
- ・ 評価制度の不断の改善のための調査研究の実施

認証評価機関の共通的な取組として位置づけ



## • 質の向上

- 学校教育法
  - 「**教育研究水準の向上に資するため**」自己点検評価および認証評価を義務化
- 学校教育法細目省令
  - 「大学における**特色ある教育研究の進展に資する**観点から」大学評価基準を定める

大学の  
特色化・  
強化

- 機能別評価の導入  
～多様な大学の状況に応じた評価へ～
- 大学の強みを伸ばす客観的評価指標の開発

## • 質の保証

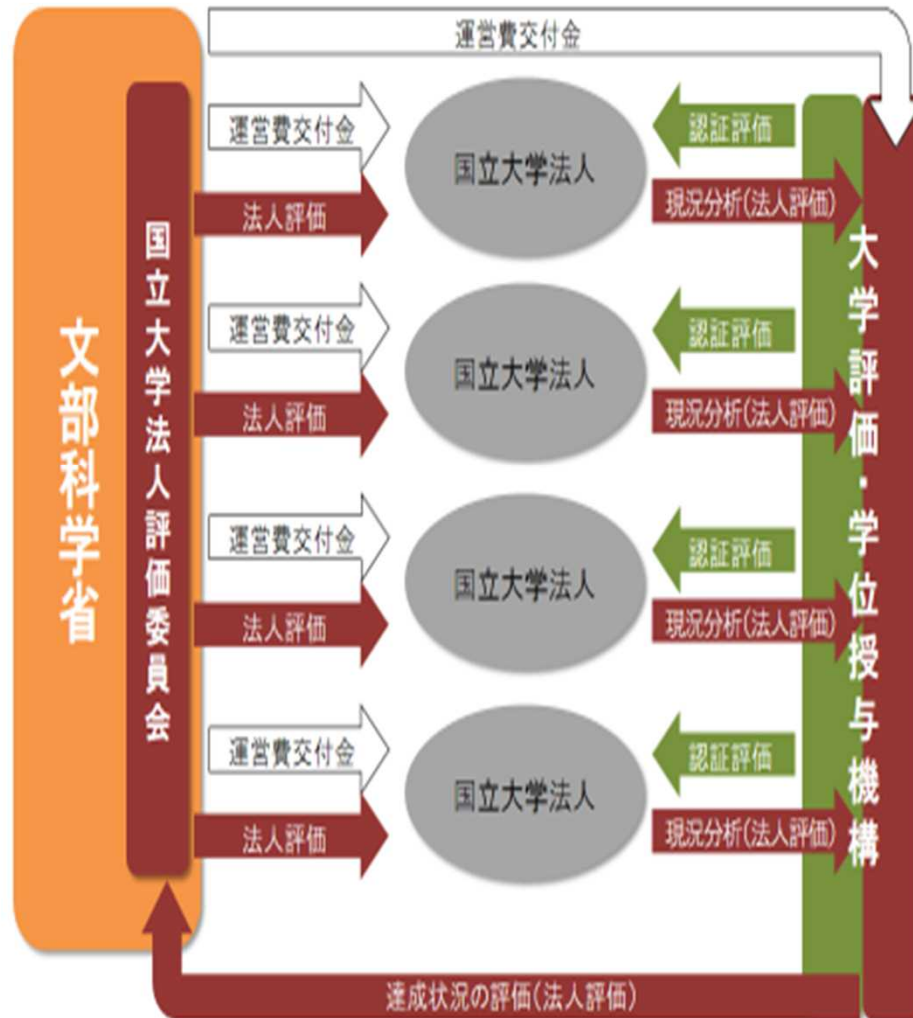
- 学校教育法細目省令
  - 「大学評価基準が、（中略）、**大学設置基準に適合**していること」
  - 「（大学設置基準に準拠した）事項について認証評価を行うもの」

社会への  
説明  
責任

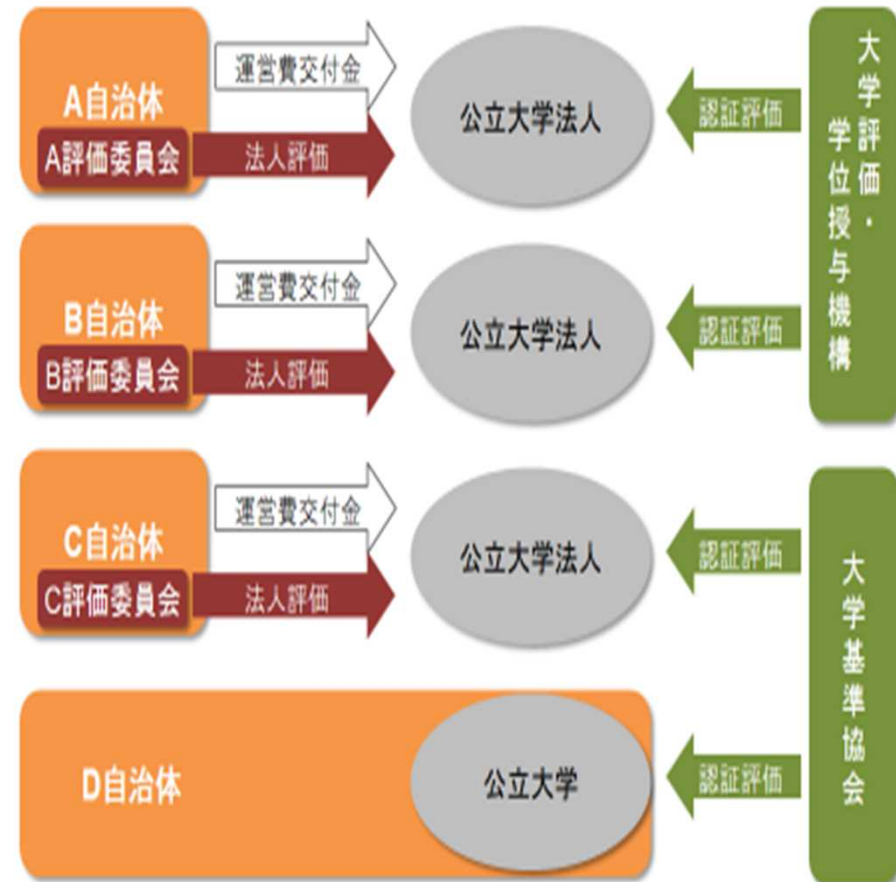
- 学修成果を重視した評価  
～インプット中心から、プロセス・アウトカムを重視した評価へ～
- 「大学ポートレート」の活用

## 国立大学と公立大学の比較

国立大学の評価の現状(一体感のある法人評価と認証評価)



公立大学の評価の現状(一体感のない法人評価と認証評価)



- 公立大学の法人評価委員会は自治体ごとに設置され、評価に関する共通の指針や基準がない。
- 法人評価委員は、必ずしも大学の教育研究や運営に精通しているとは限らない。



- 公立大学のミッションの明確化と相応しい評価基準の検討
  - COC機能の充実など、社会に対し、**公立大学の特性**について説明を尽くす
  - 公立大学のミッションが鮮明になるような**評価基準**を作る
- 報告書の様式の検討
  - **教育情報公表の徹底**で「法令適合性の確認」を簡素化する
  - 法人評価の結果や特色ある取組への評価を含めて**一覧形式**に取り込む
- 公立大学の機能強化のための大学評価コミュニティの検討
  - 大学を支援する視点を持った**継続的対話**により評価に納得感を得る
  - **大学評価コミュニティ**を評価担当者の**学びの場**として機能させる
  - 公立大学法人の場合、設立団体との間で留意すべき課題を研究する

基準例:

大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること

		自己評価	優れた点 改善を要する点	公立大学法人等における 目標・計画、その評価等	エビデンス (リンク集)
大学が独自に設定する評価項目	個別活動に関する項目	① ○○学科の教育における地域貢献の役割			
		② 学部生対象「副専攻」の取り組み			
		③ …			
	活動の改善に関する項目	① より多くの教員の共同作業としての地域貢献を実現しているか。			
		② 地域との連携についてより有効なものとする観点での方策がとられているか。			
		③ …			

- ・ 地域社会と公立大学の創造的な連携をつくる
  - ・ 大学の地域の知の拠点(COC)事業について、国や地方公共団体に対して積極的な提案を行う。
  - ・ COC機能に応じた教育カリキュラムなど、必要な方法論について検討を行う。
- ・ 公立大学の機能充実のための検討を行う
  - ・ 「**公立大学政策・評価研究センター**」を設置し、公立大学に関する政策や、法人評価・認証評価の課題について調査・研究する。
  - ・ フォーラムやワークショップの開催を通じて、会員校間の交流を密にし、公立大学のコミュニティーを創る。
- ・ 公立大学の学生とともに教育改革を推進する
  - ・ 平成24年度の学長会議で生まれた学生ネットワークを引き続き支援し、学長会議の際に合同シンポジウム等を開催する。
  - ・ 学生が大学COC機能の一翼を担えるような取組みや、学生による大学改革(例:FD活動)への参画を支援する。

## • 趣旨

- 平成24年度に公立大学の質保証の課題について、新たな認証評価機関の設立を念頭に置いて検討を行った。その結果を踏まえ、続くプロセスとして「公立大学政策・評価研究センター」を協会内部に設置し、当面以下の目標を掲げながら、3年程度をかけて今後の活動の方向性を探る。

## • 目標

- 「**大学評価ワークショップ**」の試行的な実施を通じて、認証評価および公立大学法人評価に活用できる外部評価としての「**大学ピアレビュー**」モデルを作成する。
- 公立大学法人評価に関する情報を収集し、法人評価の在り方に関して参考となる資料を作成する。

- **外部評価の利用**(自己点検・評価を内部質保証につなげるために)
  - 自己点検・評価の信頼性と妥当性を高めるために、必要に応じて**外部評価**や**外部の視点を取り入れる**ことが推奨されます。自己点検・評価の過程で(中略) **大学間で相互に評価し合う**方法等が考えられます。
  
- **ピアレビューの重視**(大学評価の特徴)
  - 大学の教育・研究活動に直接責任を負っている大学教職員が専門的な知見・識見を駆使することによって、**的確な評価が可能である**という立場をとっている

## 1 趣旨

- 公立大学政策・評価研究センターは、会員校の要請に応じ、**対話を中心とした双方向的な評価**「大学評価ワークショップ」を実施する。
- 受審大学は、内部質保証に関する知見を得るとともにワークショップの報告書「**大学ピアレビュー**」を**外部評価結果の一つとして活用する**。
- ワークショップに参加した大学は、評価側の立場を経験することを通じて、**大学評価や内部質保証を担う人材を育成する**。

## 2 評価・支援項目の例(大学の要望を踏まえる)

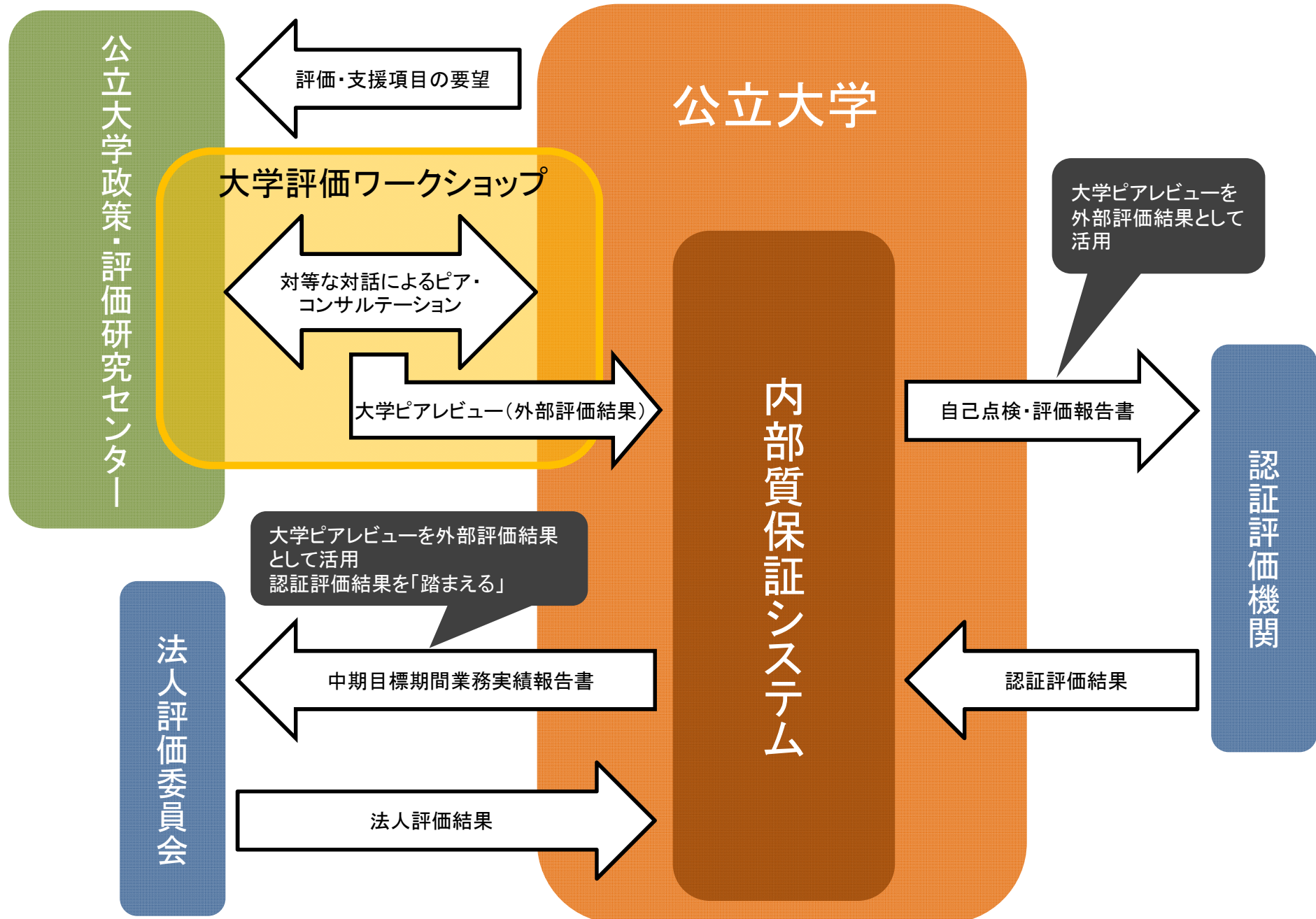
- (1)大学の特色ある取組みに対する評価  
(長所の発見とさらなる向上策の検討)
- (2)各種評価結果を受けて実施した改善活動に関する評価 (課題発見と改善策の検討)
- (3)内部質保証システムの機能に関する評価 (内部質保証に関する方法論のディスカッション)
- (4)大学評価ワークショップ自体の評価  
(自由な対話を通じて評価実績の蓄積)

## 3 「大学ピアレビュー」の報告事項の例

- (1)大学が長所として掲げる特色ある取組みの優位点
- (2)各種評価結果を受けて大学が行う改善活動の進捗状況
- (3)大学の内部質保証システムの有効性

※ 認証評価、法人評価等にエビデンスとして活用できる外部評価とする





・ 認証評価と法人評価の目的・関係・効果を明確に

- ・ 質の保証、質の向上の意味と内容
- ・ 国、認証評価機関、法人評価委員会の責任と役割分担
- ・ 認証評価を「踏まえた」法人評価、法人評価の積み重ねとしての認証評価

質の向上	特色の強化	法人評価 (大学の特色化のための中期目標の作成とその達成)
	質の「平均」保証	認証評価 (大学の長所、弱点の発見と質向上に向けた支援)
質の保証	質の「最低」保証	国による助言・指導・警告・命令

・ 大学評価人材の育成による大学評価コミュニティの形成を

- ・ 公立大学政策・評価研究センターの連携研究員の試み

・ 実質的に機能する「大学ポートレート」を

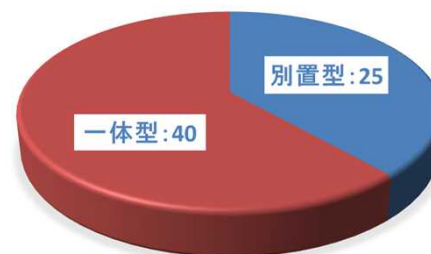
- ・ 質の最低保証としての「情報公開」とIR機能支援のための「情報活用」

- 設置・設立団体の多様性
  - 都道府県立、市立、事務組合立、県市共同立



- 高等教育政策の多様性
  - 国(認証評価、国公私立大学を通じた大学教育改革の支援等)
  - 自治体(法人評価、基盤財源、教育振興基本計画等)

- 法人化の多様性
  - 理事長・学長の別置型・一体型



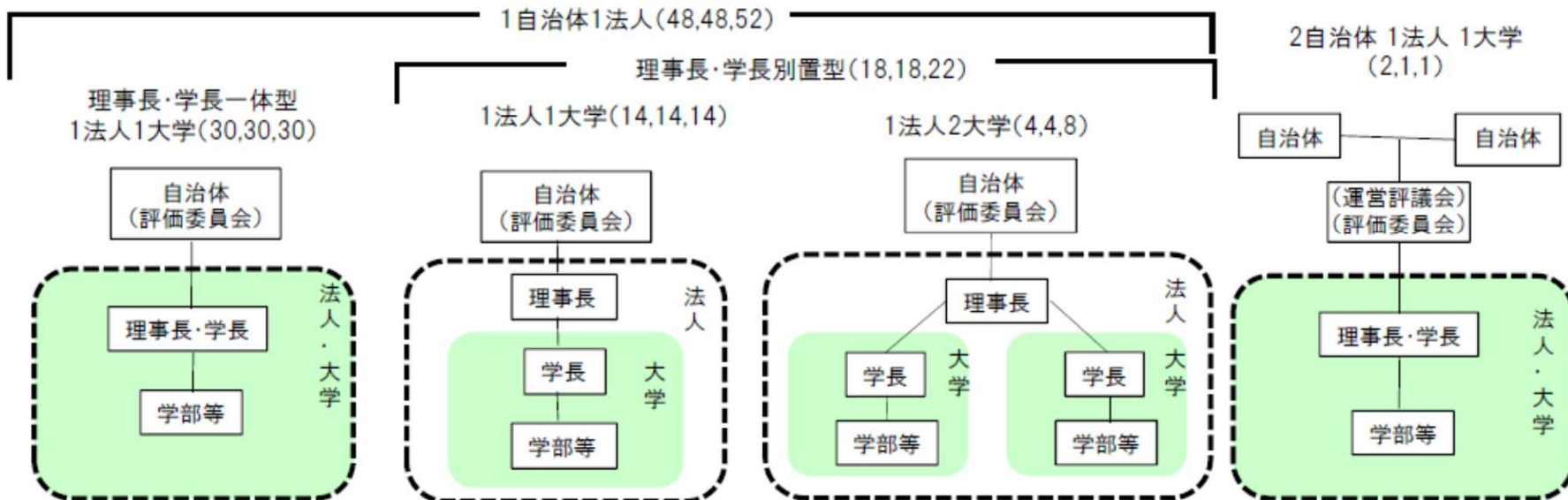
- 法人化の時期



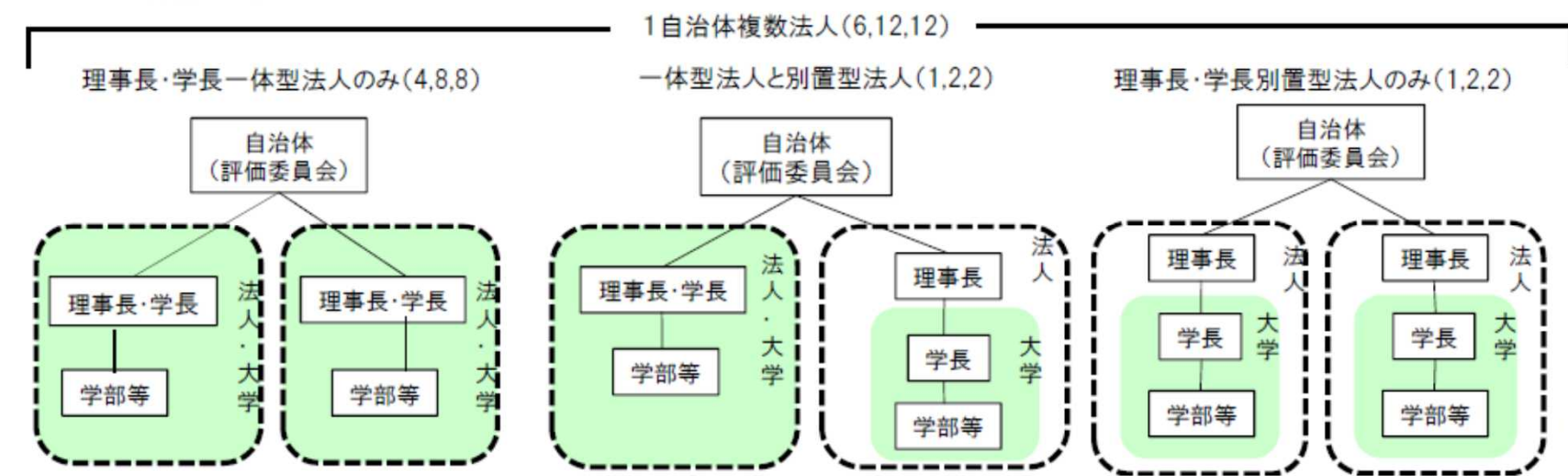
- 職員構成の多様性
  - 自治体派遣職員100%の大学から法人採用職員100%の大学まで様々

多様で標準モデルのない公立大学は、学長のリーダーシップによって、各大学の特色を強化する独自の大学改革を推進している





※但し公立大学法人鳥取環境大学は  
2自治体による設立



(設立自治体数、法人数、大学数)

H22年度に法人化した公立大学の例

